

火災予防条例の一部改正のお知らせ



令和7年2月に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、令和8年1月1日から火災予防条例を一部改正して、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」・「林野火災警報」が新たに設けられました。

「林野火災注意報」・「林野火災警報」とは

少雨や乾燥などにより、林野火災の予防上「注意」が必要な気象状況で「林野火災注意報」を発令し、さらに、火災の危険性が一層高まった気象状況になった場合に「林野火災警報」を発令します。

●「林野火災注意報」発令基準

1月から5月の期間において、次の①または②のいずれかの条件に該当する場合に発令します。

①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合などは、この限りではありません。

●「林野火災警報」発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、「強風注意報」が発表された場合に発令します。

林野火災注意報・林野火災警報の発令された場合の規制について

以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- 1 山林、原野などにおいて火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野などの場所で喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉を始末すること。



制限に係る罰則について

林野火災注意報は、罰則はありませんが「火の使用の制限」は努力義務（控える）となります。林野火災警報は、「火の使用の制限」が義務となり、場合によっては30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。※発令時は阿蘇安全安心メール、村の防災行政無線などでお知らせします。

〈問い合わせ〉阿蘇広域行政事務組合消防本部 予防課 TEL0967 (34) 0119
総務課 防災・消防係 TEL0967 (67) 1111

2月6日(金)～2月12日(木) コンビニでの証明書発行を**休止**します



システムメンテナンスのため、以下の日程でコンビニエンスストアでの証明書発行を休止します。
この期間で証明書が必要な人は役場庁舎窓口で交付申請していただくようお願いします。

☑発行が休止される期間

2月6日(金)午後11時から12日(木)午後6時まで

☑発行が休止される証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、課税証明書、所得証明書

〈問い合わせ〉企画観光課 DX推進班 TEL0967 (67) 1112